

令和 5 年 9 月 定例会 予算決算常任委員会 文教福祉分科会 会議録（育英資金貸付特別会計抜粋）

- 1 日時 令和 5 年 9 月 1 5 日（金）
- 2 場所 東庁舎 2 階 第一会議室
- 3 会議時間 開会 午前 1 0 時 0 0 分

＝以下、教育委員会部分のみ抜粋＝

午前 1 1 時 3 2 分 再開

△議案第 70 号 令和 4 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

○分科会長（渡部寛一君）

再開します。

次に『議案第 70 号 令和 4 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について』を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

（説明：教育総務課長（大石雄彦君））

○分科会長（渡部寛一君）

それでは本件について、歳入・歳出一括で質疑を許します。。

◆副分科会長（大場裕朗君）

いただいている資料を見ると滞納者という方はいらっしゃると思うんですけども、現在、遅延というか、何名でどのくらいあるんですか、そういうところが載っていたら教えてください。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

遅延ということで滞納繰越分の人数ということでよろしいでしょうか。滞納繰越分につきましては、11 人分ということで、お出しした資料の 432 万 1, 000 円というふうになっております。

◆副分科会長（大場裕朗君）

一問一答なんであれですけど、古い人っていうか、年月が長い方っていうのは何名ですか。平成何年とか、令和何年からっていうのがあったら教えてください。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

1 番古い滞納分といたしましては、平成 17 年度分が 1 番古い滞納の年度となっております。

◆副分科会長（大場裕朗君）

督促方法っていうか、回収方法など、今行っていることがあればお伺いします。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

今ほど申し上げました方につきましては、令和4年度におきまして、この方は県外にお住まいの方でして、実際訪問させていただいて、今後の徴収について、改めて相談させていただいたところです。その折、現在の生活状況、収入の状況なども、再度改めて確認いたしまして、本来は1回当たり幾らという金額ではなく、ある程度まとめて、お支払いいただけないかという交渉でしたけれども、無理だという実情なども踏まえまして、改めて定期的に毎月、今までどおり継続して払ってくださいねというようなお願いをしました。その場でも、2回分ということで、現金で預かってきたりということで、随時、納まらないときには、電話をするというような毎月の取り組みもしておりますし、そういうことで、実際訪問して、こちらの本気度といいますか、そういう取組も行ったところでございます。

◆副分科会長（大場裕朗君）

今の方は、11人のうちの1人で平成17年からの1番古い人だと思うんですが、例えば、普段ほかの11名に対して、催促しているのかお伺いします。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

普段は、年に2回返還状況の通知ということで、古いもの、滞納がある方には、皆さんにこれだけ滞納となっていますというような返還状況を通知しております。それから、年に1度ですが催告書というものを送っております。そういったものを送った後に、皆様に対してなんですけれども、必ずお電話をしまして、趣旨を説明して改めて、納付のほうをお願いしております。

◆副分科会長（大場裕朗君）

例えば、市で記録している住所等が変わっている方もいると思うんですが、例えば実家はこっちにあるけどみたいな感じで、学生から就職を転々したりとすると、アパートなり何なりわかんないですけど、電話すればもちろんつながれば間違いないと思うんですが、電話はちゃんとその11人も含めて、全員つながっている状況なんですか。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

電話のほうは皆さんつながる状態になっております。ただ電話をかけても、折り返しがないとか、皆さんお仕事されていますので、そういったときには速やかに、私ども連帯保証人のほうにお電話をして、本人にこちらに連絡いただけるように伝えてもらえませんかということで、必ず何らかの方法で連絡をとるようにしております。

◆副分科会長（大場裕朗君）

もう本当に本人に連絡が繋がろうが、繋がらまいが、少しでも寄こさない場合は、連帯保証人に債務が移るのは基準というのはあるんでしょうか。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

移る基準といたしますか、連帯保証人ですので、本来は1回でも納付が滞れば、その方の分は連帯保証人に請求をするということが可能だと捉えておりますが、今までの現状ですと、そういったことで連絡をとりますと、大概の方は本人から必ず納付があったり、ちょっと苦しいという時には親御さんから、納付をいただいたりということで、上手く連帯して返還していただいている状況でございます。

◆副分科会長（大場裕朗君）

連帯保証人の方に連絡して、今まで支払ってもらった実績はあったんですか。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

連帯保証人の方から支払っていただいたこともございます。ただ、連帯保証人なんですけれども、1人は親御さんが必ずついているパターンが多く、もう1人は別な世帯の方ということなんです、今までのパターンですと、連帯保証人のうち、親御さんが支払ったケースはございます。

◆委員（小川尚一君）

歳出の貸付金の不用額163万2,000円について、御説明いただきたいと思います。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

育英資金貸付金の不用額163万2,000円の内訳でございますが、年度途中からの貸付申請も可能な制度となっておりますので、年度途中からの貸付に備えまして、まず1つ、大学という区分の月額4万8,000円を1月から3月分、年度途中に備えてということで、それを3人分、43万2,000円を予算減しないで置いた分。それから、令和4年度に条例改正をいたしまして、次年度に入学する方の入学資金を年度内に支払うという制度になりましたので、令和4年度におきましては、令和5度から入学する方の入学資金を支払うことが可能でございました。令和5年度から新規ということで決定したのが10人でございましたが、そのうち、入学資金を希望されていたのが6人いらっしゃいました。そこから入学前に入学資金振り込みを希望された方は5人でしたが、事情により、やはり入学前に入学資金を希望するといった変更に備えて、補正減しなかった分が1人当たり40万円、それを3人と見込んで120万円、先ほど申し上げました43万2,000円と120万円を足しまして163万2,000円の残となったところでございます。

◆委員（中川庄一君）

令和4年度の育英資金の計画では、53名という形になっていて、実際には36名ということになりました。この育英資金というのは、国でもやっていますし県でもやっています。そういう面で、市の育英資金よりも条件がいいのかどうかなんですけども、その辺の確認です。こういう計画よりも実績が少なかったという要因があるのかどうか確認させてください。

◎教育総務課総務係長（加藤安枢子さん）

おただしの件でございますが、令和4年度のこの条例改正の折に、そのあたりも分析をいたしました。まず、国の育英資金ということで日本学生支援機構が行っております。そちらがまず市の育英の

貸し付けよりも、貸付の募集時期がだいぶ早いということで4月ぐらいから、募集をしています。どうしてもやはり進路を決めるに当たって、先にそういったところも決めておきたいということで、日本学生支援機構の募集開始が早いと、そちらに皆さん申し込む方が多いのかなというところもございました。そういう分析もございましたので、令和4年度に制度改正をいたしまして、まず、育英資金の貸し付けの金額につきましても、日本学生支援機構並に大学6万4,000円ということで改正をしました。それに合わせて募集時期につきましても、若干早めているということで、市の育英のほうも募集枠を全部満たすような形で魅力を上げるということで、制度改正に令和4年度に取り組んだところでございます。

○分科会長（渡部寛一君）

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○分科会長（渡部寛一君）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩